

焼却施設の維持管理計画書

施設	管理事項	監視数値等
バイオマスボイラー	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境保全のため達成する事とした数値	〈排ガス性状〉 ばいじん 0.15 g/m <sup>3</sup> N以下 塩化水素 0.1 g/m <sup>3</sup> N以下（自主規制値） 窒素酸化物 250ppm以下 硫黄酸化物 14.5以下（K値） 〈放流水水質〉 水素イオン濃度 6.0～8.5 生物化学的酸素要求量（BOD）20mg/L以下 化学的酸素要求量（SS）70mg/L以下 浮遊物質量（SS）70mg/L以下 ノルマルヘキサン抽出物含有量 5mg/L以下 全窒素 8mg/L以下 全リン 0.5mg/L以下
	その他周辺地域の保全のための順守事項	騒音防止対策（敷地境界）日中 65dB以下 夜間 55dB以下を順守 振動防止対策（敷地境界）終日 55dB以下を順守
	排ガスの性状、放流水の水質測定場所、測定項目、測定頻度	〈排ガス性状〉 法規制に基づき、煙突部測定口 ばいじん、塩化水素：年2回 窒素酸化物、硫黄酸化物：年2回 ダイオキシン：年1回 測定・確認し、その他公害防止条例を順守します 〈放流水水質〉工場出口（調整池手前）2か所 毎月1回
	処理施設及び付帯設備の点検・保守についての計画	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び性能検査を行います プラントの停止点検整備は3ヵ月に1回程度、オーバーホールは年1回行い性能維持に努めます
その他維持管理に関する事項	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存します	
焼却炉	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境保全のため達成する事とした数値	〈排ガス性状〉 ばいじん 0.15 g/m <sup>3</sup> N以下 塩化水素 0.1 g/m <sup>3</sup> N以下（自主規制値） 窒素酸化物 250ppm以下 硫黄酸化物 14.5以下（K値） 〈放流水水質〉 水素イオン濃度 6.0～8.5 生物化学的酸素要求量（BOD）20mg/L以下 化学的酸素要求量（SS）70mg/L以下 浮遊物質量（SS）70mg/L以下 全リン 0.5mg/L以下
	その他周辺地域の保全のための順守事項	騒音防止対策（敷地境界）日中 65dB以下 夜間 55dB以下を順守 振動防止対策（敷地境界）終日 55dB以下を順守
	排ガスの性状、放流水の水質測定場所、測定項目、測定頻度	〈排ガス性状〉 法規制に基づき、煙突部測定口 ばいじん、塩化水素：年2回 窒素酸化物、硫黄酸化物：年2回 ダイオキシン：年1回 測定・確認し、その他公害防止条例を順守します 〈放流水水質〉工場出口（調整池手前）2か所 毎月1回
	処理施設及び付帯設備の点検・保守についての計画	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び性能検査を行います プラントの停止点検整備は3ヵ月に1回程度、オーバーホールは年1回行い性能維持に努めます
	その他維持管理に関する事項	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存します バグフィルターについては、定期的に点検・管理を実施します
その他	〈廃棄物の保管〉 廃棄物は毎朝焼却炉投入時に廃棄物保管場所に集め、焼却担当が即日投入する 但し何らかの理由で焼却炉能力以上の廃棄物になれば保管場にシートをかけ飛散防止のうえ保管いたします 〈残灰の保管〉 残灰は焼却炉から取り出し処理業者運搬の専用コンテナに投入しコンテナ用シートにて飛散しないように保管する 〈塩化水素計算書について〉 廃棄物は紙屑及びアクリル（糊）であるためHCLは出ない 但し後日参考の測定結果を提出します	
破砕施設	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境保全のため達成する事とした数値	〈騒音〉午前8時～午後7時日中 65dB以下（敷地境界線上） 〈振動〉午前8時～午後7時 55dB以下（敷地境界線上） 〈悪臭〉臭気強度2以下程度（敷地境界線上） ※上記の騒音・振動数値は公害防止協定値で各法規制による値は騒音が70dB（第4種区域・昼間）、振動が70dB（第2種区域・昼間）である
	その他周辺地域の保全のための順守事項	設備は全て建物内とする 早朝や夜間の運転は行わない 搬出入車両の台数は現状と同等以下とする
	排ガスの性状、放流水の水質測定場所、測定項目、測定頻度	測定項目：騒音レベル・振動レベル・臭気濃度 測定場所：敷地境界線上 測定頻度：年1回（1日）